

香川高等専門学校地域イノベーションセンター委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校地域イノベーションセンター規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校地域イノベーションセンター委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、香川高等専門学校地域イノベーションセンター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務活動に関すること。
- 二 センターの施設・設備の管理および利用に関すること。
- 三 センターの組織に関すること。
- 四 その他センターに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 副校長 1 人
- 二 センター長及び副センター長
- 三 企画広報室長
- 四 人材育成推進室長
- 五 研究開発推進室長
- 六 知的財産管理室長
- 七 総務課長
- 八 その他、校長の指名する者三 総務・広報室長又は副室長

2 委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第八号に掲げる委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、センター長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。